

# 安井小学校校舎改築推進委員会

(第4回)

日時 平成29年5月30日(火)午後5時30分～

場所 安井市民館 会議室

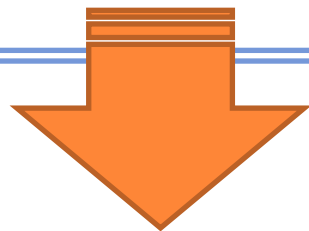
議題等 近隣説明会の報告

基本計画案の進捗状況

今後の近隣説明会について

# これまでの経緯

平成28年11月から校舎改築委員会を3回開催し、基本計画案について協議した内容を、別添のとおりまとめました。



## 階層

一部4階建て案  
(4階はプール  
と関係諸室のみ  
配置)の検討

## 校舎配置

敷地北側に配置  
校舎形状はL字型

## 工期

工期を分けない  
1期案を検討

# 近隣説明会の開催報告

## ◆開催日時

平成29年4月23日（日） 午前10時～11時30分

## ◆参加人数

16世帯18人

## ◆主な意見

- 説明の情報量が多く、資料も不足しており、内容を理解することが難しい。
- 一部4階建て案について、具体的ではなく、何をどう意見を言ったらいいのかわからない。
- アスベスト剥離工事は安全に実施して欲しい。
- 空中通路を設置することで、地震により落下し、通行の妨げにならないか懸念される。
- 工事車両の運行経路等、工事がどのように実施されるのか、気になる。

# 近隣説明会で報告した内容

安井小学校の  
現状と課題

児童数の推移

敷地北側への  
校舎配置の理由

工期の検討と  
1期案の採用

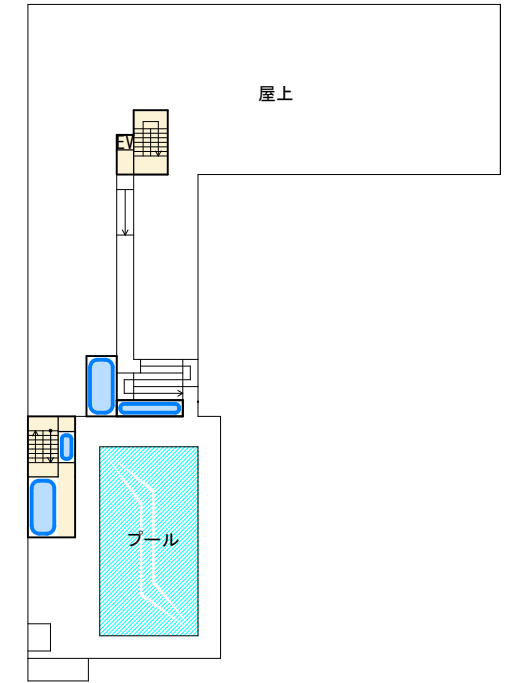
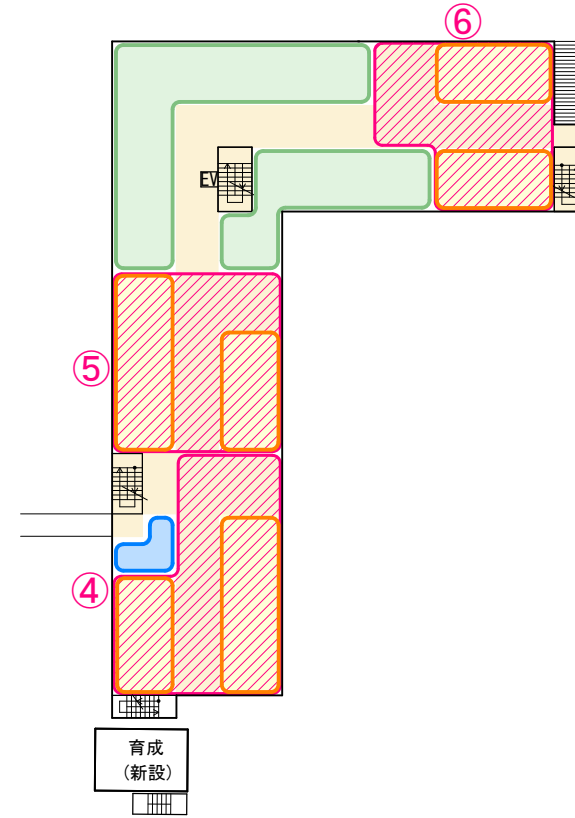
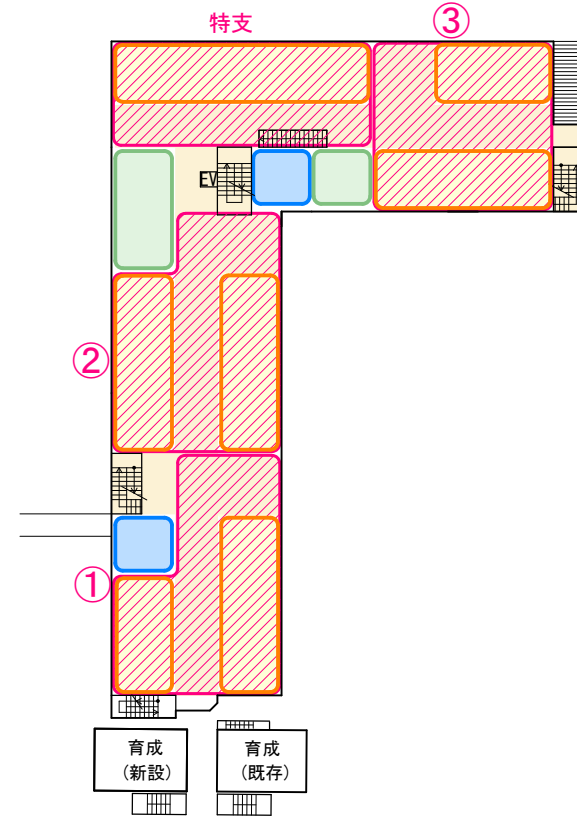
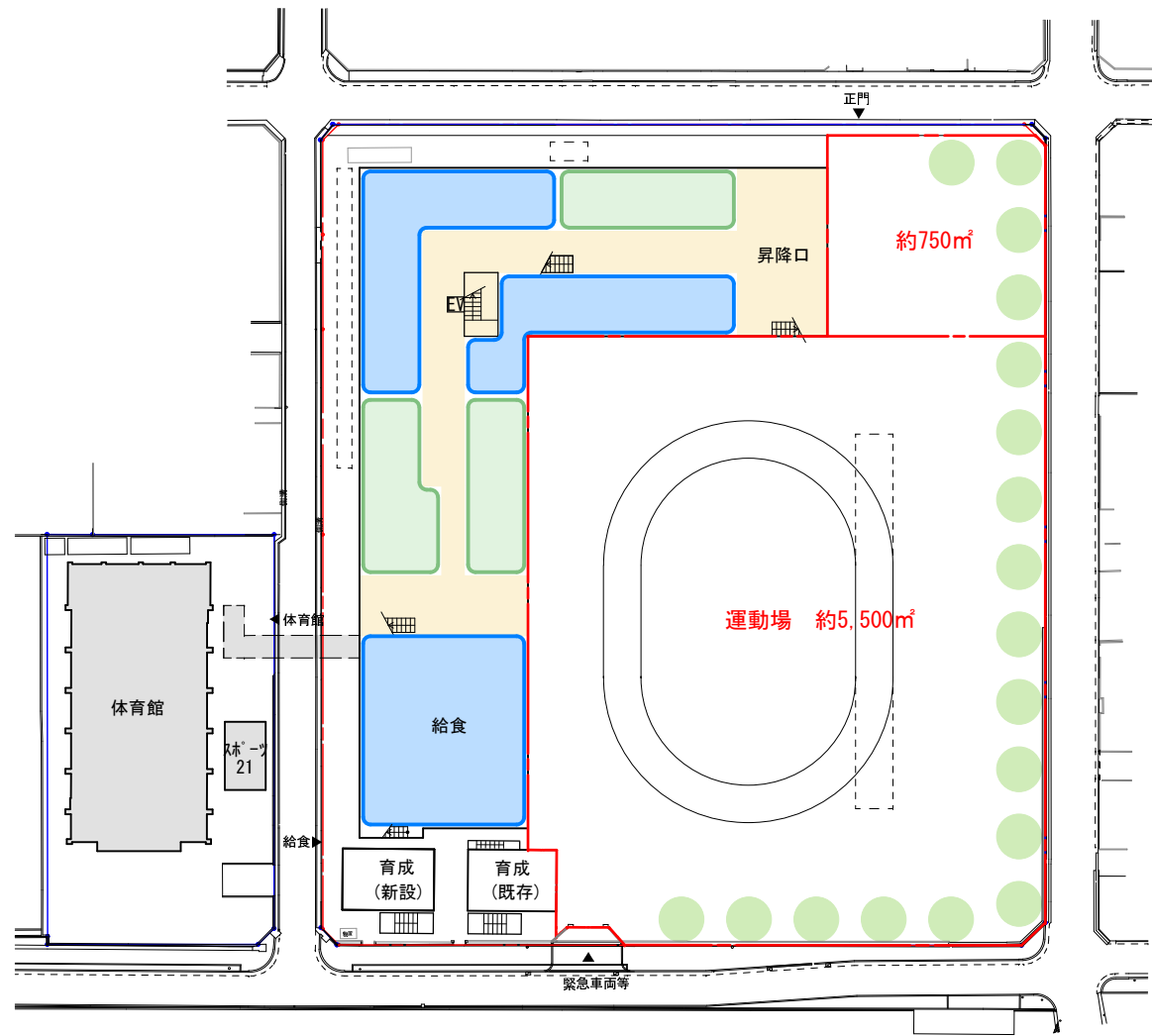
L字型改築校舎の  
計画

東側住居に対する  
影響

空中通路設置の  
お願い

アスベストの  
取扱いについて

一部4階建て案の  
提案

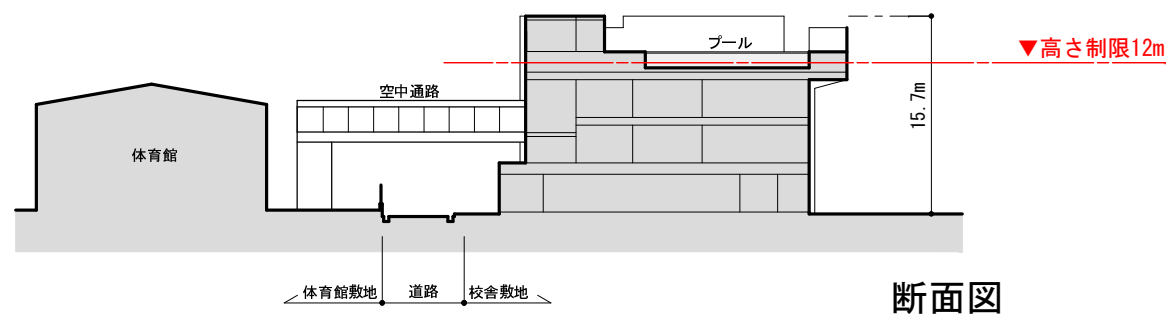


配置図兼1階平面図

2階平面図

3階平面図

4階平面図



# 地区計画への対応

## ◆一部4階建て案を採用する場合

地区計画により建物の高さが12mまでという制限

⇒建築審査会の同意を得て、条例上の「公益上必要な建築物の特例」の規定を適用することにします。

## 西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例

(公益上必要な建築物の特例)

第16条 この条例の規定は、市長が、公益上必要な建築物で、その敷地、構造、用途等の特殊性により支障がないと認めて許可したものおよびその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第7条2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

# 西宮市建築審査会について

## ◆建築審査会とは

西宮市建築審査会は、建築基準法に規定する特定行政庁（市長）による許可に関する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うため、同法の規定に基づいて設置されています。

委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生や行政に関する専門家7名によって構成されています。

## ◆審査のポイント

- 建物高さ12mを超える必要性
- 超えた場合の近隣への配慮
- 地区計画内や特に近隣の方の意見

等から総合的に判断

## ◆審査の時期

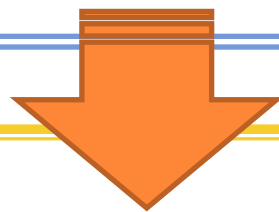
改築校舎の設計が終了する直前

# 事業スケジュールの検討について

平成27年2月に、校舎老朽化、教室不足、運動場不足等の課題を踏まえ、『学校施設整備における優先度の考え方及び優先度の高い学校の選定』を公表しました。

⇒安井小については、『平成33年度工事着工予定』で公表

事業実施上の課題が多いことから、計画策定については、『1年前倒し』で平成28年度着手。



地区計画をふまえ、3階建てで進める計画も運動場拡幅が十分でないこと、また推進委員会からの意見も受け、前例はないが、一部4階建て案を採用する方針



# 事業スケジュールの検討について

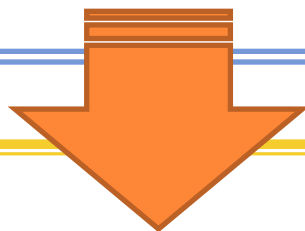
## ◆事業スケジュール変更の主な要因

- ①一部4階建て校舎
- ②体育館への空中通路

これらの計画案について、

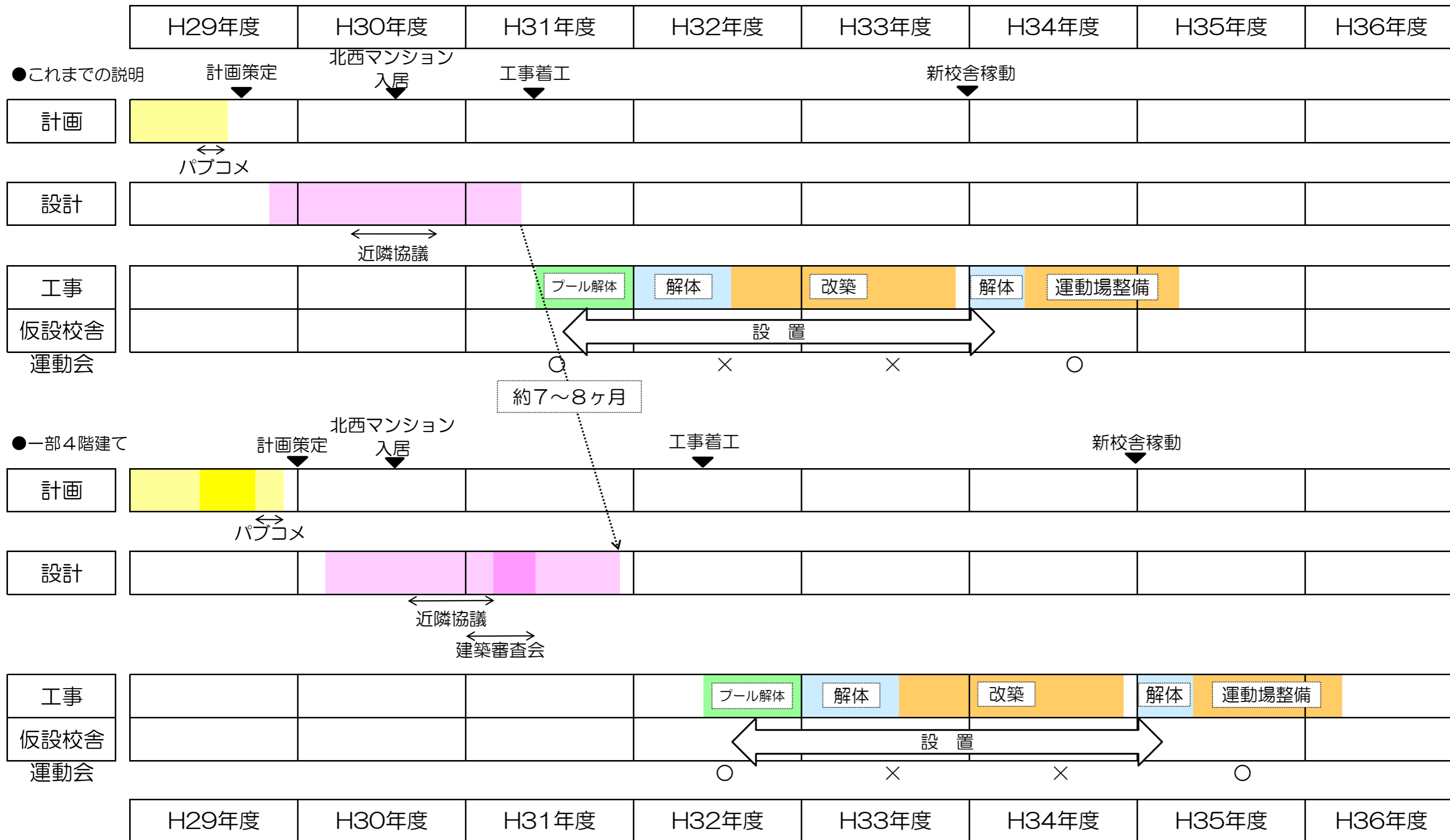
- ・計画段階で3~4ヶ月
- ・設計段階で3~4ヶ月

合わせて約8ヶ月を要する。



プールの実施や運動会の実施に配慮し、結果として、工事の着工を1年ずらす事業スケジュールとする方針

# 安井小学校教育環境整備事業 スケジュール案



# 事業スケジュール上の課題

## ①仮設校舎の仕様

工事期間中の仮設校舎について、給食室への動線や、エレベーター設置の有無等の検討を、今後、教職員に対して行う必要がある。

## ②北西マンションへの説明

一部4階建て案については、平成30年入居開始予定の北西マンションにも、基本計画策定後にはなりますが、『開発事業等におけるまちづくりに関する条例』に基づく近隣協議の段階で、説明する機会が必要です。

## 今後の流れについて

平成29年6月から9月にかけて、地域への説明会を、4回程度開催する予定で、北側のマンションに対しては、7月の総会にて説明させていただく予定です。また、教職員に対し、一部4階建て案の説明、工事中の仮設校舎の設置内容等、残る課題についても、意見交換と協議を行います。

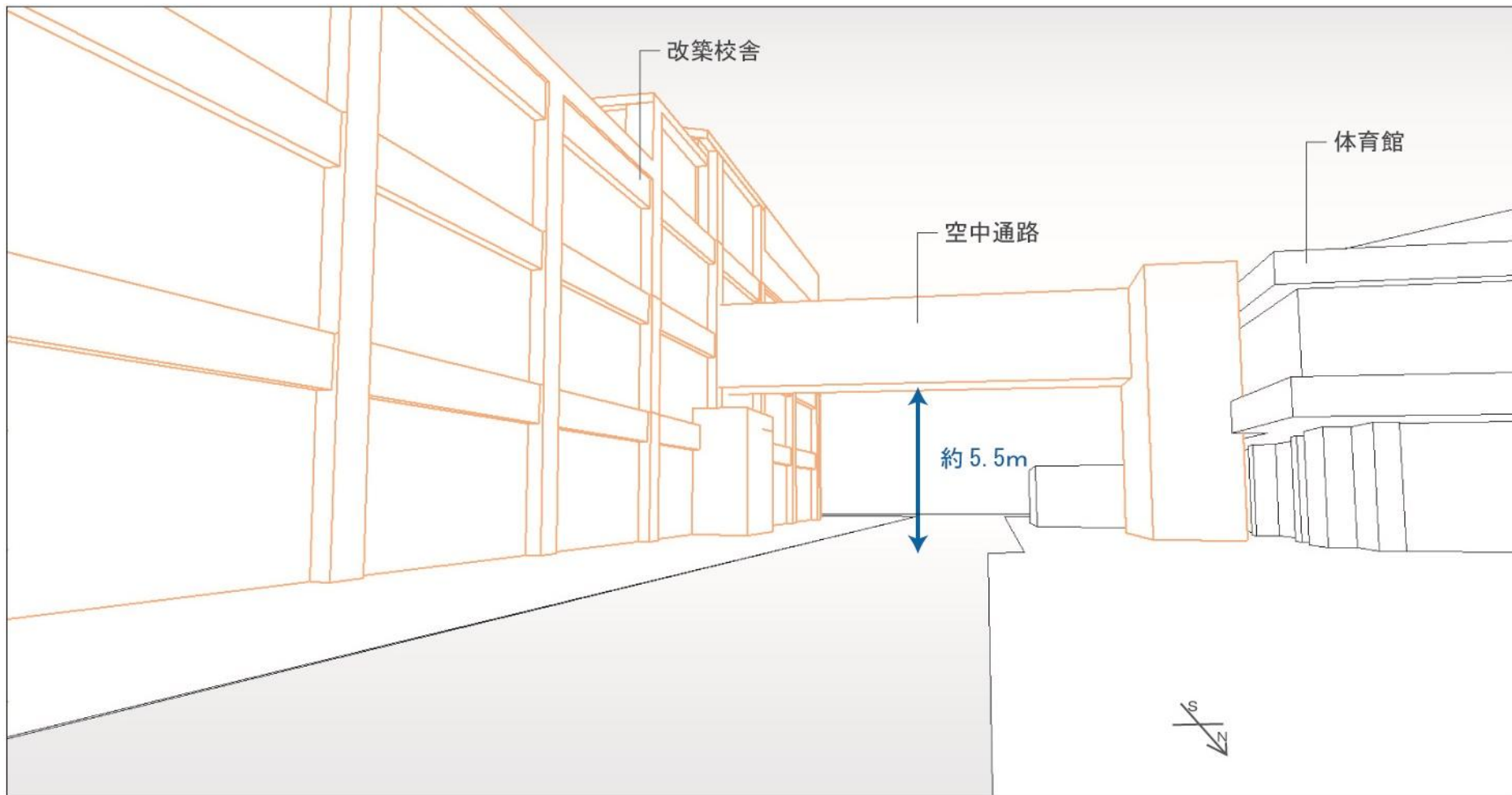


その後、校舎改築推進委員会を開催し、説明会の報告を行い、方針案をまとめ基本計画素案を策定し、議会や関係部局に報告のうえ、パブリックコメントを実施します。



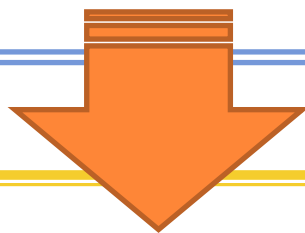


# 空中通路について（北側から臨む）



## 東側の外構整備について

- ◆東側の校舎がなくなると、東側住居に対して、音や砂埃の問題が生じてしまう。

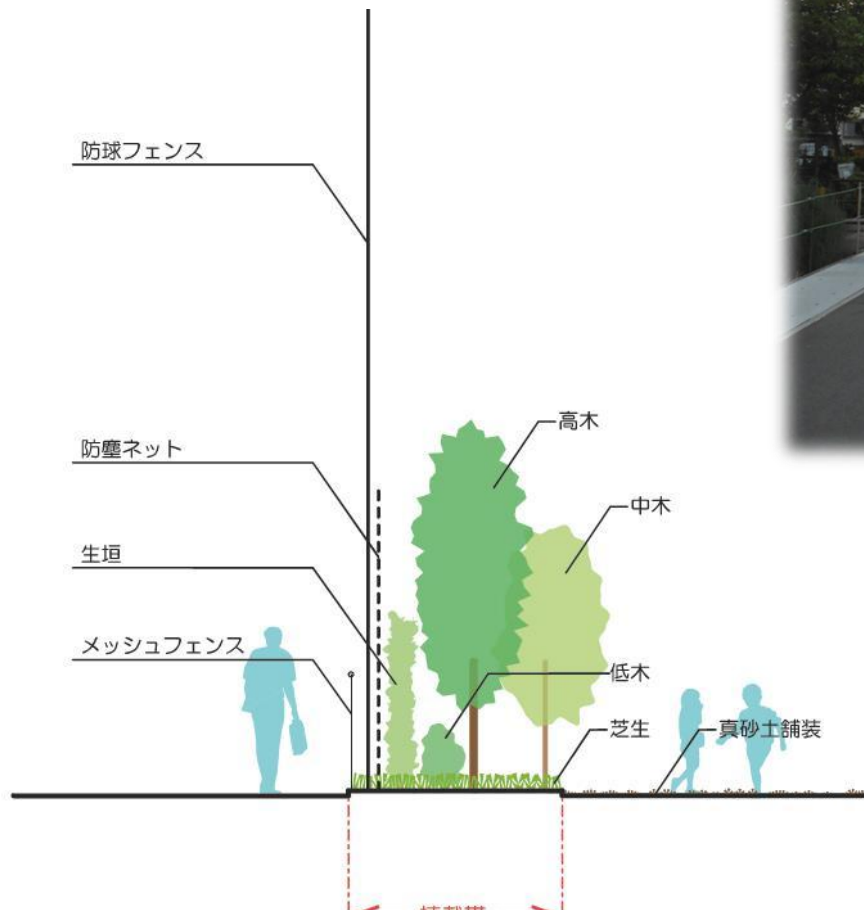


環境の変化に対し、植栽、防球・防塵ネット、  
土壌改良剤、水撒き等の対応を検討



# 東側の外構整備について

## 植栽帯イメージ



# 工事概要について

## ◆工事計画について

工事の計画について、基本計画時点での方針は次のとおりです。今後、詳細設計を経て、工事発注を行い、決定した工事業者と市で施工計画を協議し、工事説明会を開催します。

## ◆工事計画案

- 原則、作業時間は午前8時から午後6時、作業休日は、日曜日、祝日。
- 工事車両の運行は、周辺道路の交通規制を考慮した上で、極力分散するように計画します。
- ガードマンの配置は、工事出入口への常駐に加え、工事進捗、工事内容により工事車両の運行量が増加する場合、状況に応じて増員を行います。
- 騒音及び振動の防止対策として、低騒音・低振動型重機を使用することで、騒音・振動の低減に努めます。
- 防塵対策としては適宜十分な散水を行い、塵埃の飛散低減に努めます。